

学校法人釧路カトリック学園
幼稚園型認定こども園帯広藤幼稚園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園の目的は、幼稚園型認定こども園帯広藤幼稚園園則(令和2年4月1日制定。以下「園則」という。)第1条に定めるとおりとする。

2 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

2 カトリックの愛の精神に基づいた人間教育を実践し、子どもの心身の健全な成長を育む。

3 子ども・子育て支援法に規定する子育て支援事業、地域一般開放と未就園児教室を実施する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第11条に定めるとおりとする。

2 園則第11条に定める職員の職務は、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(教育・保育を提供する日、保育期)

第4条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日は、提供を行わない日(以下「休業日」という。)とする。

(1) 教育標準時間の認定を受けた園児

ア 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 夏季休業 7月21日から8月20日まで

ウ 冬季休業 12月21日から1月20日まで

エ 春季休業 3月21日から4月5日まで

オ 開園記念日

(2) 保育時間の認定を受けた園児

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 年末年始 12月29日から1月3日まで

ウ 開園記念日

- 2 教育上特に必要があるときは、教育・保育を提供する日及び休業日を変更することがある。
- 3 非常災害・その他急迫の事情があるとき、又は伝染病予防上必要があるときは臨時に休業することがある。
- 4 本園の保育期は、園則第7条に定めるとおりとする。

(教育・保育を提供する時間)

第5条 本園の教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 園全体の開所時間 午前7時30分から午後6時30分、土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで
- (2) 教育標準時間 午前8時30分から午後2時まで
- (3) 保育標準時間 午前7時30分から午後6時30分まで
- (4) 保育短時間 午前8時30分から午後4時30分まで
- (5) 保育時間の認定を受けた園児 土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで

(利用者負担等)

第6条 本園においては、帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）第13条第1項により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

- 2 本園においては、帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 用品代 年少9,824円・年中10,139円・年長9,969円
- (2) 制服・上靴・ベレー帽子費（希望者のみ） 9,580円
- (3) 父母会費（記念品代300円を含む） 月額1,150円
- (4) 送迎バス利用料（希望者のみ） 往復 月額3,600円 片道 月額1,800円
- (5) 給食代週5回（お弁当時のお茶や行事等のおやつ代も含む）月額7,600円
- (6) 絵本代 月額 年少450円・年中429円・年長500円
- (7) 預かり保育に係る費用

ア 1号認定 月～金曜日 午後2時15分から午後5時30分まで 15分毎に50円。

イ 2号認定短時間 開園日 午後4時30分から午後6時30分まで 15分毎に50円。

ウ 夏季休業、冬季休業、春季休業の間も、午前8時30分から午後5時30分まで10日前後の預かり保育日を設定 利用時間4時間まで 15分毎に50円、4時間過ぎから15分30円。

- (8) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものは園長が定める金額。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第7条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児(1号認定) 52人
- (2) 保育時間の認定を受けた園児の内満3歳以上の者(2号認定) 21人
- (3) 保育時間の認定を受けた園児の内満3歳未満の者(3号認定) 13人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第8条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条に定めるとおりとする。ただし、保育時間の認定を希望する場合の入園の手続きについては、所定の入園申込書を幼児の居住する市町村を通じ園に提出するものとする。

- 2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条第2項により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。
- 4 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第7条により、できる限り協力する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第9条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により防災教育計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により訓練計画を作成し訓練等を行う。

- 2 本園は、学校保健安全法及び帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条に従って、帯広市、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

- 2 本園は、保育・教育中の提供中に、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待等に関する法律の規定に従い、帯広市子育て支援室・帯広児童相談所等適切な機関に通報する。

附 則

この規程は令和３年４月１日から施行する。